

# 新潟県事業継続支援金 申請要領

## 1 支援金の概要

### (1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響を受けて、売上の減少が続いている飲食事業者に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

### (2) 支給額

- ① 県内で単独店舗を営む事業者 20万円
- ② 県内で複数店舗を営む事業者 40万円

## 2 受付期間

令和3年3月16日(火)から令和3年5月31日(月) ※締切日消印有効

## 3 対象者 以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 新潟県内で飲食店(食堂、居酒屋、バーなど)又はカラオケ店を営む法人又は個人であること(注1)
- (2) 食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け、かつ、その他の法令等により必要とされる許認可等を全て取得していること
- (3) 業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること
- (4) 申請時点において飲食店の営業を行っており、今後も事業を継続する意思があること
- (5) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新潟県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと

以下の店舗は支援金の対象となりません。

- 飲食スペースを持たない店舗(弁当店・宅配ピザ屋等のテイクアウト・宅配サービス専門店、キッチンカー、ドリンクスタンドなど)
- 他の事業に付随して食事を提供する施設であって、独立した店舗形態を持たないもの(ホテルや旅館に付随する宴会場、ネットカフェ・マンガ喫茶など)
- スーパーマーケット・コンビニエンスストアのイートインスペース
- 自動販売機コーナー
- 特定の利用者<sup>のみ</sup>の利用に供する施設(社員食堂や学生食堂、介護サービス事業所の食堂など)

## 4 支給要件

県内店舗の売上高の合計について、令和2年12月から令和3年4月までの期間において、2か月連続して前年同月比で20%以上減少していること(注2)

創業により前年との比較ができない場合は、県内店舗の売上高の合計について、創業の翌月から申請の前月までの売上高の平均に対して、2か月連続して20%以上減少していることとします。(注3)

(注1) 対象となる事業者は、法人規模・形態を問いません。大企業も対象となります。また、財団法人、社団法人、NPO法人等も対象となります。

(注2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、前年との比較が適当でない場合は、前々年と比較することもできます。

(注3) 令和2年4月及び5月の売上高について、緊急事態宣言等の影響により、比較対象に含めることが適当でない場合は、平均を計算するための対象月から除くこともできます。

## 5 申請書類の入手方法

「新潟県事業継続支援金」ホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/jigyokeizokusienkin.html>

※ ホームページからの入手ができない方は、下記の「9 お問い合わせ先」にご相談ください。

## 6 申請方法

申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で「郵送」してください。

### (1) 宛先

〒950-0916 新潟県新潟市中央区米山4丁目1-28 藤巻ビル5階  
事業継続支援金センター 宛

※郵送料はご自身で負担のうえ、裏面に差出人の住所・氏名を記載してください。

### (2) 申請書類（詳細は「申請書類チェックシート」をご覧ください）

- 1 申請書（様式1～3）
- 2 誓約書
- 3 確定申告書（写し）
- 4 売上台帳、月次残高試算表等、売上の減少が確認できる書類（写し）
- 5 本人確認書類（写し）
- 6 飲食店営業又は喫茶店営業に係る食品衛生法の営業許可証（写し）
- 7 申請書記載の口座情報（振込先口座、口座名義及び支店番号等）がわかる通帳等（写し）
- 8 県内に所在する店舗の内観及び外観がわかる写真（店舗名が確認できるもの）

## 7 支給の決定

- (1) 申請書類の受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に支給します。
- (2) 支援金の審査結果は書面により通知します。

## 8 その他

- (1) 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給の決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金受領日から返還日までの日数に応じた加算金を支払うこととなります。  
不正受給は犯罪です。既に廃業しているにも関わらず営業実態があるように見せかける、又は、対象事業者ではないにも関わらず飲食店を装う、などの虚偽申請は絶対に行わないでください。
- (2) 支援金を支給された場合は、申請書及び添付書類の原本を、支援金の支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- (3) 支援金を支給された方に対して、県は実地検査や事実に関する報告を求めることがあります。

## 9 お問い合わせ先

**事業継続支援金センター**

（電話番号） 025-248-7270 （受付時間） 午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）